

兵庫県環境管理局大気課長からの情報

ディーゼル自動車等運行規制に伴う検査結果について

兵庫県では、平成 16 年から阪神東南部地域においてディーゼル自動車運行規制を実施しています。この規制に伴う各種検査結果(平成 16 年 10 月から平成 23 年 4 月まで)は次のとおりです。(平成 23 年 11 月 7 日付大気第 1353 号)

(1) カメラ検査

カメラ検査は、規制対象地域内の道路で、走行車両のナンバープレートを撮影し違反車両であるかが確認された台数。

年月日	撮影車両	規制対象車両 (違反車両)	県内規制対象車両 (違反車両)	県外規制対象車両 (違反車両)
H16.10~H23.4	3,155,398	439,641 (6,389)	142,330 (1,388)	297,311 (5,051)

※運行規制違反が確認された鳥取県ナンバーの台数

事業用	自家用	計
70	8	78

(2) 街頭検査

国道 43 号線等主要幹線道路において、兵庫県国道事務所等と合同で検査を実施し、運行車両の検査証の提示を求め運行規制違反の有無を確認しています。

検査回数：延べ 301 回

	検査車両	違反車両
県内車両	495	20
県外車両	1,857	91
計	2,352	111

(3) 立ち入り検査

運送事業者及び荷主等に立入検査を行い、検査証の確認や委託運送事業者への運行規制遵守に係る措置状況について確認を行っています。

	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
運送事業者	1,198	8,560	1,087	0
荷主	865	202	25	0

※猶予期間切れ車両とは阪神東南部地域を走行すれば違反となる車両